

商品又は役務の特徴等を表示する標章のみからなる商標の商標審査基準について（案）

平成27年12月

第3条第1項第3号（商品の産地、販売地、品質その他の特徴等の表示又は役務の提供の場所、質その他の特徴等の表示）

その商品の産地、販売地、品質、原材料、効能、用途、形状（包装の形状を含む。第二十六条第一項第二号及び第三号において同じ。）、生産若しくは使用の方法若しくは時期その他の特徴、数量若しくは価格又はその役務の提供の場所、質、提供の用に供する物、効能、用途、態様、提供の方法若しくは時期その他の特徴、数量若しくは価格を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標

1. 現行審査基準の概要

商品又は役務の特徴等を普通に用いられる方法で表示する標章についての判断基準を示すとともに、書籍の題号等については商品の品質又は役務の質を表すものと記載している。

なお、商標の定義に色彩のみの商標及び音の商標を追加するとともに、政令委任規定を追加することに伴い、商品等が通常有する色彩や発する音、及び、今後政令で定める可能性のある商標に係る商品等の特徴について、「その他の特徴」として記載している¹。

2. 審査基準改定の方角性

- （1）現行審査基準2.、4.及び5.は、いずれも、本号に規定する特徴等に該当するかの判断基準を示したものであるため、一つの項目において記載してはどうか。
- （2）現行審査基準7.ないし10.は、いずれも、指定商品又は指定役務との関係で、その商品の内容又は役務の提供の用に供する物の内容を表示している場合における本号該当性を判断するための基準を示したものであるが、「ただちに特定の内容を表示する場合」という記載になっているだけで、現在の審査運用をみると、①商標の構成・態様のみから内容を直接的に認識させると認められる場合、②商標の著名性から、実際に使用されている題号、題名等と認識されるため特定の内容を認識させると認めら

¹ 平成26年 特許法等の一部改正 産業財産権法の解説 165頁

れる場合の両者が含まれているため、そのことが明確になる基準に改めるべきではないか。

また、現行審査基準の規定は、書籍の「題号」、放送番組の制作における「放送番組名」という記載になっているが、出願時点において、使用態様を先取りして判断するような記載は妥当ではないこと、当該基準の趣旨は、あくまでも指定商品又は指定役務との関係から、特定の内容を表示すると認められる場合には、商品の「品質」又は役務の「質」に該当するというものであることから、そのことが明確になる記載にする方が妥当ではないか。

(3) 出願商標が人名又は団体名である場合で、その著名性を考慮すると歌手名又は音楽グループ名であると認識できる場合には、商品の「品質」又は役務の「質」に該当するという基準を記載すべきではないか。

(4) その他の現行審査基準についても、要件ごとにまとめて記載するようにし、今後新たな審査基準が追加された場合においても、それぞれの要件に当該基準を追加できるようにすべきではないか。

3. 商標審査基準改訂イメージ

1. 「商品の産地、販売地、品質、原材料、効能、用途、形状（包装の形状を含む。）、生産若しくは使用の方法若しくは時期その他の特徴、数量若しくは価格又は役務の提供の場所、質、提供の用に供する物、効能、用途、態様、提供の方法若しくは時期その他の特徴、数量若しくは価格」（以下「商品又は役務の特徴等」という。）の判断方法について

(1) 商標が、図形又は立体的形状をもって商品又は役務の特徴等を表示する場合は、本号に該当する。

(2) 商標が、「コクナール」、「スグレータ」、「とーくべつ」、「うまーい」、「早ーい」等のように長音符号を用いて表示されている場合で、長音符号を除いて考察して、商品又は役務の特徴等を表示するものと認められるときは、本号に該当する。

(3) 商標が、商品又は役務の特徴等を間接的に表示するにすぎない場合は、本号に該当しない。

2. 商品の「産地」、「販売地」、役務の「提供の場所」について

(1) 商標が、国内外の地理的名称（国家、旧国家、首都、地方、行政区画（都道府県、市町村、特別区等）、州、州都、群、省、省都、旧地域（旧国名を含む。）、繁華街、観光地（その所在地又は周辺地域を含む。）、湖沼、山岳、河川、公園等を表

す名称又はそれらを表す地図) からなる場合、需要者又は取引者が、その地理的名称の表示する土地において、指定商品が生産され若しくは販売され又は指定役務が提供されているであろうと一般に認識されるときは、商品の「産地」若しくは「販売地」又は役務の「提供の場所」に該当する。

(2) 商標が、国家名（略称、現存する国の旧国家名を含む。）、その他著名な国内外の地理的名称からなる場合は、原則として、商品の「産地」若しくは「販売地」又は役務の「提供の場所」に該当する。

3. 商品の「品質」、役務の「質」について

(1) 商品等の内容を認識させる場合

商標が、指定商品又は指定役務との関係において、その特定の内容等を認識させる場合には、例えば、次のとおりとする。

①「書籍」、映像が記録された「フィルム」、「録音済みの磁気テープ」、「録音済みのコンパクトディスク」、「レコード」等の商品について、商標が、特定の内容を認識させるものと認められる場合には、商品の「品質」を表示するものとする。

(例) 「書籍」について「民法」、「小説集」

「録音済みのコンパクトディスク」について「クラシック音楽」、「日本民謡集」

②「放送番組の制作」の役務については、商標が、提供する役務たる放送番組の特定の内容を認識させるものと認められる場合には、役務の「質」を表示するものとする。

③「映写フィルムの貸与」、「録画済み磁気テープの貸与」、「録音済み磁気テープの貸与」、「録音済みコンパクトディスクの貸与」、「レコードの貸与」等の役務について、商標が、その役務の提供を受ける者の利用に供する物（映写フィルム、録画済みの磁気テープ、録音済みの磁気テープ、録音済みのコンパクトディスク、レコード等）の特定の内容を認識させるものと認められる場合は、役務の「質」を表示するものとする。

④①、②及び③に該当しない場合であっても、「書籍」、「放送番組の制作」等の商品又は役務について、商標が、書籍の題号、放送番組の番組名等として、需要者に認識されていると認められるときには、商品又は役務の特定の内容を認識させるものとして、商品の「品質」又は役務の「質」を表示するものとする。ただし、題号等以外のものとしても認識されている等の事情により、特定の内容を認識させない場合があるものとする。

新聞、雑誌等の「定期刊行物」の商品については、商標が、需要者に題号として認識されていると認められるとしても、原則として、「品質」を表示しないものとする。

(2) 人名等の場合

商標が、人名等を表示する場合については、例えば次のとおりとする。

①商品「録音済みの磁気テープ」、「録音済みのコンパクトディスク」、「レコード」について、商標が、その著名性から歌手名又は音楽グループ名であると認められる場合には、その商品の「品質」を表示するものとする。

(3) 「飲食物の提供」に係る役務との関係において、商標が、国家名、その他の地理的名称が特定の料理（フランス料理、イタリア料理、北京料理等）を表示するものと認められるときは、その役務の「質」を表示するものとする。

4. 商品の「形状」、役務の「提供の用に供する物」について

(1) 商標が立体商標であり、指定商品の形状（指定商品の包装の形状を含む。）又は指定役務の提供の用に供する物の形状そのものの範囲を出ないと認識されるにすぎない場合は、「形状」又は「提供の用に供する物」を表示するものとする。

(2) 建築、不動産等建築物を取り扱う役務について、商標が立体商標であり、その形状が建築物の形状そのものの範囲を出ないと認識されるにすぎないときは、その役務の「役務の提供の用に供する物」を表示するものとする。

(注) 「使用」の定義の解釈規定である第2条第4項においては、その形状を標章の形状とし得る物を規定しているが、立体商標に関しては、本号及び第3条第1項第6号の基準に加え、商標法においては商品には建築物等の不動産が含まれないことを勘案するならば、結果として、建築物の形状について商標登録を受けることができる場合は、その指定商品又は指定役務に関する広告として機能する場合に実質上限られることとなる。

(3) 小売等役務に該当する役務について、出願商標が立体商標であり、その役務の取扱商品の形状そのものの範囲を出ないと認識されるにすぎないものであるときは、その役務の「提供の用に供する物」を表示するものとする。

5. 「普通に用いられる方法で表示する標章」について

「普通に用いられる方法で表示する標章」については、基準第1三、第3条第1項第1号の2. を準用する。

6. 「のみからなる」について

特徴等を表示する2以上からなる商標は、本号に該当する。

(略)

4. 参考

(1) 立法趣旨（工業所有権法（産業財産権法）逐条解説〔第19版〕1277頁）

三号は、商品の産地、販売地又は役務の提供の場所等を普通の態様で表示する標章のみからなる商標である。ここで、例えば、産地を表示するという場合に東京で作られたものを「東京」と表示するのはもちろん、大阪で作られたものを「東京」と表示するような場合も含まれる。これら本号列举のものを不登録とするのは、これらは通常、商品又は役務を流通過程又は取引過程に置く場合に必要な表示であるから何人も使用をする必要があり、かつ、何人もその使用を欲するものだから一私人に独占を認めるのは妥当ではなく、また、多くの場合にすでに一般的に使用がされあるいは将来必ず一般的に使用がされるものであるから、これらのものに自他商品又は自他役務の識別力を認めることはできないという理由による。

(2) 裁判例・審決例

①美術年鑑事件（指定商品「年鑑」） 東京高判昭和53年4月12日判決（昭和51年（行ケ）84号）

「本件商標は「美術年鑑」の文字から構成されている。そして、そのうち「年鑑」が「ある分野の一年間の事件、各種統計などを記録、解説した、年一回の定期刊行物」を意味することはいうまでもない（「広辞苑」第二版補訂版参照）から、これに「美術」を冠した「美術年鑑」という用語は、美術の分野における年鑑、すなわち、美術に関する一年間の各種の事柄を記録、解説した刊行物（年鑑）を広く指称する一般的な名称であるというべきである。

そうだとすれば、本件商標を指定商品たる「年鑑」に使用するときは、単にその商品の内容が美術分野のものであることを表示するだけにとどまり、本件商標それ自体としては、自他商品識別の機能を果さない、いわゆる記述的標章に過ぎないものといわざるをえない。」

②〔審決〕eco magazine 事件（指定商品「雑誌」等） 不服2009-6308

「本願商標は、上記1のとおり、「エコ マガジン」と「E c o M a g a z i n e」の文字を上下二段に横書きしてなるところ、前記2の拒絶の理由に示したとおり、全体として「環境への配慮をテーマにした雑誌」程の意味合いを容易に理解させるものであり、

また、雑誌関連分野の取引等の現場において、当該意味合いをもって、一つの雑誌の種類を表す如く、広く用いられているものである。

よって、このような商標を、本願指定商品又は指定役務中、例えば「環境への配慮をテーマにした雑誌」、「オンラインによる環境への配慮をテーマにした電子雑誌の提供」などに使用しても、これに接する需要者等は、単に商品の品質又は役務の質を表したものと理解するにとどまり、自他商品・役務の識別標識としての機能を果たし得ず、また、前記商品又は役務以外の商品又は役務に使用するときは、前記商品又は役務であるかのように、商品の品質又は役務の質について誤認を生じさせるおそれがある。」

「請求人は、「商標審査基準」において、「新聞、雑誌等の定期刊行物の題号は、原則として、自他商品の識別力があるものとする。」と記載されていることを引用して、商標法第3条第1項第3号に該当するとする拒絶理由が誤りである旨を主張している。

しかしながら、該記載は、「原則として」の語句が付されているように、全てにおいて、自他商品の識別力があるものとしているわけではない。

前記2で示したように、「エコマガジン」及び「eco magazine」等の語が、「環境への配慮をテーマにした雑誌」程の意味合いをもって、一つの雑誌の種類を表すが如く、現に、複数の者によって使用されていることからすれば、これに接する取引者・需要者をして、商品の品質又は役務の質を理解するにとどまり、自他商品・役務の識別標識としての機能を果たし得ないものと判断するのが相当である。」

③LADY GAGA 事件 知財高裁平成25年12月17日（平成25年（行ケ）10158号）

「「LADY GAGA」（レディ（一）・ガガ）は、アメリカ合衆国出身の女性歌手として、我が国を含め世界的に広く知られており、「LADY GAGA」の欧文字からなる本願商標に接する者は、上記歌手名を表示したものと容易に認識することが認められる。

そうすると、本願商標を、その指定商品中、本件商品である「レコード、インターネットを利用して受信し、及び保存することができる音楽ファイル、録画済みビデオディスク及びビデオテープ」に使用した場合、これに接する取引者・需要者は、当該商品に係る収録曲を歌唱する者、又は映像に出演し歌唱している者を表示したもの、すなわち、その商品の品質（内容）を表示したものと認識するから、本願商標は、自他商品の識別標識としての機能を果たし得ない。したがって、本願商標は、商標法3条1項3号に該当する。」

④〔審決〕名探偵コナン事件 不服 2008-17254

「名探偵コナン」は、株式会社小学館発行の雑誌「週間少年サンデー」に1994年来、現在に至るまで、掲載される青山剛昌氏原作の漫画の題名であり、「名探偵コナン」の文字をタイトルとしたアニメーション番組や映画が存在し、かつ、そのアニメーション番組や映画の内容が記録されたDVD等が販売されている事実は認められるものである。

しかしながら、そのアニメーション番組等の内容は毎回異なるものであり、また、それを記録したDVD等の内容も特定された不変なものではなく、本願商標「名探偵コナン」の文字よりは、アニメーション番組等の具体的な内容を看取するとはいい難いことから、本願商標から、原審説示のように、特定の商品の品質あるいは役務の質を直ちに認識し、理解させるものということとはできない。

そうすると、本願商標を、その指定商品及び指定役務について使用しても、商品の品質あるいは役務の質を表示したものとはいえず、自他商品及び自他役務の識別標識としての機能を十分に果たし得るものであり、また、いずれの商品及び役務に使用しても、商品の品質または役務の質について誤認を生じさせるおそれもないものといわなければならない。」

⑤〔審決〕鋼の錬金術師事件 不服 2005-15259

「本願商標は、上記のと通りの構成よりなるところ、該文字自体、世上一般に親しまれている語とはいえず、むしろ、特定の意味合いを有しない一種の造語というべきものであり、かつ、たとえ、該文字より原審説示の如く、「漫画本・テレビアニメ・アニメビデオ等の題号」として看取される場合があるとしても、それをもって直ちに特定の著作物の内容を表示するというまでに世人一般の広く知るところとはいえず、いい難いものである。」